

交野市地区防災計画の規定手続に関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（以下「法」という。）第４２条の２の規定に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を交野市防災会議に対して提案し、交野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定するための手続について、必要な事項を定める。

（地区防災計画の内容）

第２条 地区防災計画は、地域防災計画に抵触しないように留意し、概ね次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)計画名称
- (2)基本方針＜目標＞
- (3)計画の対象地区の範囲
- (4)対象地区の特性と計画の対象とする災害
- (5)防災減災に関する活動体制
- (6)平常時の活動
- (7)災害時の活動
- (8)復旧・復興期の活動
- (9)防災訓練の実施及び検証
- (10)防災意識の普及啓発
- (11)計画の見直し

（提案者）

第３条 第１条に規定する提案を行うことができる地区居住者等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)交野市区長会における各地区
- (2)交野市に届出を行っている自主防災組織
- (3)交野市内で概ね 50 世帯以上からなる自治会等
- (4)交野市内で活動を行う、概ね 100 人以上から構成される事業者等
- (5)その他会長が特別に必要と認める組織

(地区防災計画の提案)

第4条 地区居住者等は、地域防災計画に地区防災計画の規定を提案するときは、次の各号に掲げる書類を危機管理室に提出しなければならない。

- (1)地区防災計画提案書（様式第1号）
- (2)地区防災計画の素案
- (3)提案を行った地区居住者等が第3条各号のいずれかにあてはまることを証する書類
- (4)地区居住者等の合意のもと作成された計画であることを証する書類
- (5)その他会長が必要と認める書類

(事前審査)

第5条 会長は、第4条の提案があったときは、危機管理室において、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1)第2条各号に規定する事項
- (2)地域防災計画との整合
- (3)同一地区及びの同一地区内自主防災組織の防災活動との整合
- (4)その他会長が必要と認める事項

2 危機管理室は、審査の結果を事前審査結果報告書（様式第2号）により会長に報告するものとする。

(地区防災計画の審議)

第6条 交野市防災会議は、法第42条の2第3項に基づき、前条の事前審査の結果を踏まえ、地域防災計画に規定することについての審議を行うものとする。

(審議結果の通知)

第7条 会長は、法第42条の2第4項に基づき、前条による審議の結果を審議結果通知書（様式第3号）により、提案を行った地区居住者等の代表者に通知するものとする。

(提案の取り下げ)

第8条 提案を行った地区居住者等の代表者は、前条の通知があるまでは、地区防災計画提案取り下げ書（様式第4号）により提案の取り下げを行うことができる。

(準用規定)

第9条 地域防災計画に規定した地区防災計画を修正しようとする場合は、第4条から第7条までの規定を準用する。

(地域防災計画への規定方法)

第 10 条 第 5 条に基づき地域防災計画に規定することが適当であると判断された地区防災計画については、地域防災計画資料編に計画名称、作成主体名称、作成年度を記載し、計画全文についてはホームページに掲載することで、周知を図る。

(庶務)

第 11 条 この要綱に係る庶務は、危機管理室において行う。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。